

太子町 高齢者保健福祉サービス



目次

- 1ページ 高齢者の相談窓口
- 3ページ 他にはこんな相談窓口などがあります
- 4ページ 在宅高齢者を支援するサービス
- 10ページ 家族介護を支援するサービス
- 12ページ 社会福祉協議会のサービス
- 15ページ 介護保険関連の制度・サービス
- 20ページ 確定申告で使える控除
- 23ページ 問い合わせ先一覧

保健福祉会館改修中(R7.5/7~R8.3/29)は、下記住所に移転します。

・さわやか健康課

太子町鵜280番地1(太子町役場内)

・太子町社会福祉協議会

太子町原1039番地(太田東地区農村交流センター)

電話番号に変更ありませんが、IP電話の為町内から発信される場合でも必ず市外局番(079)をつけてください。

高齢者の相談窓口

高齢者の総合相談窓口

太子町地域包括支援センター（高年介護課 高年福祉係）

電話：079-276-6639

高齢者福祉に関する相談に応じ、サービスの紹介など行います。
介護保険サービス等公的サービス以外のことでもお気軽にご相談ください。

高齢者のみなさん

たとえば...

- ・今の健康状態を維持したい
- ・ひとり暮らしが不安、退院後の生活が不安
- ・お金の管理に自信がなくなってきた
- ・介護予防や総合事業について知りたい など

高齢者のご家族

たとえば...

- ・介護保険のサービスを知りたい
- ・介護が疲れた
- ・振込詐欺などから高齢者を守りたい など

地域のみなさん

たとえば...

- ・最近、高齢者の姿をみかけない
- ・高齢者を怒鳴りつけている家がある
- ・ひとり暮らしの高齢者に心配な様子がある など

このようないふなで悩みの場合は
地域包括支援センターまでご相談ください！



地域包括支援センターは、高齢者虐待に関する相談、通報先です

介護をしている家族などが心身ともに疲れてしまい、追い詰められた結果、自覚のないままに虐待をしてしまっていることも少なくありません。
つまり虐待は、全てが悪意を持っているとは限らず、誰にでも起こりうる身近な問題です。

次のようなことが虐待にあたります

身体的虐待(暴力)

- ・しつけのつもりで叩いてしまう、蹴る、つねってしまう
- ・ベッドや車いすに縛りつける など

心理的虐待(精神的な苦痛を与える)

- ・怒鳴る、悪口を言う、侮辱を込めて子ども扱いをしてしまう
- ・話しかけても意図的に無視をする など

介護・世話の放棄、放任(ネグレクト)

- ・ご飯を食べさせない
- ・おむつを替えない
- ・劣悪な環境の中に放置する など

経済的虐待(金銭搾取)

- ・日常生活に必要なお金を渡さない、使わせない環境にしてしまう
- ・不動産や年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用する など

性的虐待

- ・わいせつな行為をする、させる
- ・懲罰的に下半身を裸にして放置する など

お気軽にご相談ください



虐待を防ぐために...

介護負担を一人で抱え込まないようにしましょう

大切な家族の介護を真面目に取り組むあまり、大声をあげてしまうことは少なくありません。

介護疲れで追い詰められる前に家族、信頼できる友人、ケアマネジャー、支援関係者など、周りの人に相談しましょう。話をするだけでも気持ちが楽になることもあります。周囲の協力や介護保険、福祉のサービスを上手に利用しましょう。

地域ぐるみで虐待を防ぎましょう

高齢者やその家族が孤立することで虐待の早期発見、早期支援が遅れる場合もあります。小さな変化に気づけるように日頃から挨拶などの声掛けを行い、地域で見守り、支え合っていきましょう。

他にはこんな相談窓口などがあります

戸別訪問〈太子町地域包括支援センターのランチ〉

福祉サービス等の情報提供、心配事や困り事を早期に発見し解決していくことなどを目的に、『太子の郷』に戸別訪問を委託しています。

＜対象者＞ 介護認定を受けておられない75歳・80歳・85歳以上の人

問い合わせ先

太子の郷 079-277-5000

心配ごと相談

気軽に相談できる場として、助言や専門機関の紹介等を行います。

＜日時＞ 毎月第2・4金曜日 13:30～16:00

＜場所＞ 太子町社会福祉協議会(保健福祉会館東館)

問い合わせ先

社会福祉協議会 079-276-4111

消費生活相談

悪質な訪問販売や架空請求などのトラブル相談に応じます。

＜日時＞ 毎週月・水・木・金曜日 9:30～16:00

＜場所＞ 役場2階 生活環境課(電話相談も可)

問い合わせ先

太子町消費生活センター 079-277-1015
※予約不要ですが、事前連絡が望ましいです
消費者ホットライン 188

無料法律相談(要予約)

＜日時＞ 原則毎月第2水曜日 13:30～16:30(1人あたり30分)

※詳しい日付は、ホームページをご確認ください。

問い合わせ先
(予約先)

企画政策課 079-277-5998

在宅高齢者を支援するサービス

いきいき百歳体操(活動支援&定期支援)

いきいき百歳体操は、DVDを見ながらイスに座ってゆっくり行う筋力体操です。一人ひとりの体力に合わせて重錘（じゅうすい）バンドを手首や足首につけて、手足を動かします。

1回30分程度を週1、2回行うことで、体力や筋力の向上に効果があります。地域住民が主体となって活動していただきます。次の①～③全てを満たすグループを対象として、社会福祉協議会から講師の派遣（初め4回の支援＋定期支援）を行っています。体験講座も行っていますので、まずはお問い合わせください。

- ①概ね75歳以上または足腰に自信がない人のグループ
- ②週1回以上継続して取り組む
- ③会場、イス、DVDプレーヤー、テレビの準備を行う

問い合わせ先

高年介護課 地域包括支援センター 079-276-6639
社会福祉協議会 079-276-4111

老人福祉センター

60歳以上の方が、健康増進、教育の向上やレクリエーション等を行う場として利用できます。

問い合わせ先

社会福祉協議会（老人福祉センター）079-276-4111

太子町長寿祝金

ご長寿をお祝いするため、町よりお祝い金をお贈りします。

<対象者>

1年以上本町の住民基本台帳に記載されている人で、当該年度において満100歳に到達した人

<支給額>

100,000円

問い合わせ先

高年介護課 高年福祉係 079-276-6639

養護老人ホーム

65歳以上の人で、家庭環境や経済上、他のサービス等を利用しても家庭で生活することが困難な人のための措置施設です。

＜利用料＞

入所者本人と扶養義務者の収入等に応じて費用負担あり

問い合わせ先

高年介護課 高年福祉係 079-276-6639

介護用品支給事業

町内に住所を有し、現に住所地に居住する人で、要介護4または要介護5と判定された当該年度分（4月から6月の間にあっては前年度分）町民税非課税世帯の要介護認定者に介護用品を支給します。

＜支給対象品目＞

- | | | |
|-------|------------|----------|
| 1.おむつ | 2.尿取りパッド | 3.使い捨て手袋 |
| 4.清拭剤 | 5.ドライシャンプー | |

＜支給限度額＞

75,000円

※支給対象期間が12月に満たない場合は、支給月数に6,250円を乗じた額

問い合わせ先

高年介護課 介護保険係 079-276-6715

もの忘れ相談

もの忘れや認知症の心配のある人や家族を対象に、臨床心理士による検査、相談を行います（要予約）

問い合わせ先

高年介護課 高年福祉係 079-276-6639

あんしん見守りキーホルダー

名前や緊急連絡先などを登録申請いただくと、登録番号の入ったキーホルダーをお渡しします。

このキーホルダーを日ごろから身につけることで、緊急時にご本人の身元が確認でき、迅速にご家族へ連絡を行うことができます。

事前登録の情報は、たつの警察署に情報提供することで24時間対応に努めます。

<対象者>

太子町に住んでいる(施設等の入所者を除く)人で①②のいずれかに該当する人

①65歳以上の人

②その他、町長が特に必要と認める人

<費用>

無料

問い合わせ先

高年介護課 高年福祉係 079-276-6639

成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない認知症高齢者等に対し、権利擁護を図るため、民法で定める成年後見制度の利用をします。

<支援の種類>

①審判の請求に対する支援

②成年後見人等の報酬に対する助成

<対象者>

①審判の請求に対する支援

認知症などで成年後見制度の申し立てが必要であるが、親族に申し立て意思がない、または音信不通等で申立人がいない場合等の事情により審判の請求の見込みがない人

②成年後見人等の報酬に対する助成

対象者と親族関係にない第三者が、家庭裁判所により、成年後見人等として選任された人で、いずれかに該当する人

・生活保護受給者

・活用できる資産、貯蓄等が乏しく、成年後見人等の報酬の全部または一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難で、生活保護受給者に準じると町長が認める人

問い合わせ先

高年介護課 高年福祉係 079-276-6639

西播磨成年後見支援センター 0791-72-7294

高齢者タクシー運賃助成事業

日常生活における交通利便の向上に寄与するため、タクシー運賃を助成しています。

<対象者>

やすらぎタクシー運賃助成事業(障害者)の助成を受けている場合を除く

- ①令和7年3月1日時点で太子町に住所を有し、町民税非課税である
満75歳(令和7年4月1日現在)以上の方で、申請日において町内に在宅で
居住しており、同一住所の世帯において車を所有していない者

※同一住所は世帯分離をしていても、同じ世帯とみなします

※令和7年度の申請受付期間は、令和7年6月末までです。期限を過ぎての
申請はできません。

- ②申請日において、太子町に住所を有する満75歳以上の方で、自動車運転
免許証を返納している者(原動付自転車のみの返納は除く)

※「運転経歴証明書」または「申請による運転免許証の取消通知書」の提示が
必要です。

※令和7年度の申請は随時受付しています。また課税要件や車の所有要件は
ありません。

<交付枚数>

タクシー利用券を18枚交付(9,000円相当)

(有効期間:令和7年6月1日～令和8年3月31日)

利用券1枚で500円を助成します。運賃によって以下の枚数まで利用できます

- ・1回の乗車で助成前運賃が、500円以上の時・・・1枚
- ・1回の乗車で助成前運賃が、1,000円以上1,500円未満の時・・・1枚～2枚
- ・1回の乗車で助成前運賃が、1,500円以上の時・・・1枚～3枚

<申請時>

対象者①

申請用紙に必要事項を記入の上、居住要件及び車の所有要件を満たしている
ことを担当の民生委員に確認を受ける必要があります。

対象者②

申請用紙に必要事項を記入の上、「運転経歴証明書」または「申請による運転

問い合わせ先

高年介護課 高年福祉係 079-276-6639

太子町高齢者補聴器購入費助成事業

聴力の低下による心身機能の低下を予防するため、補聴器の装用が必要と医師が認める65歳以上の高齢者に対し、補聴器の購入費用の一部または全部を2万円を上限として助成します。

<対象者>

※以下のすべてに該当する人

- ①太子町内に住所を有する満65歳以上の人
- ②聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人
- ③両耳の聴力がおおむね40デシベル以上70デシベル未満の
中等度難聴であって、耳鼻咽喉科の医師が補聴器の使用の必要性を認めた人
- ④令和7年4月1日以降に補聴器を購入される人
過去にこの事業の助成を受けていない人
- ⑤町税を滞納していない人

(留意事項)

- ・助成は1人につき、1回限り
- ・補聴器本体の購入にかかる費用が対象
- ・20,000円を下回った場合はその全額(100円未満の端数切捨て)を助成
- ・付属品、送料、診察料、文書料は対象外
- ・故障・修理、メンテナンス費は対象外
- ・集音器は対象外

問い合わせ先

高年介護課 高年福祉係 079-276-6639

あんしん見守りコールの貸与

「あんしん見守りコール」は、ボタンを押すことで、あんしんセンターにつながります。24時間いつでも緊急時には、消防への通報や健康相談などができます。また月1回程度、安否確認のために、あんしんセンターから電話があります。

<対象>

①65歳以上の援護を要するひとり暮らしの人

(ひとり暮らし高齢者で、身体が病弱であったり、精神的に不安があるなどで支援が必要な人)

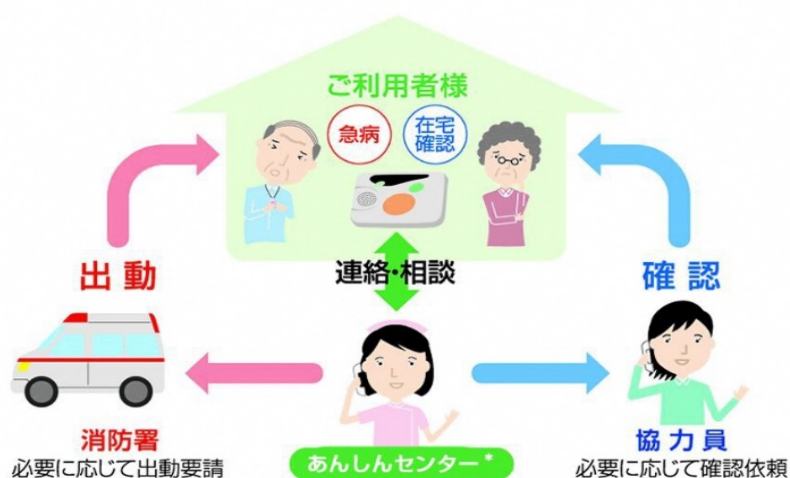
②高齢者世帯で、同居者が寝たきり、もしくは、認知症の状態にある人

<利用料>

無料

<注意事項>

通報協力員として、近隣の方で2名協力していただける人(緊急時に状態確認のため、あんしんセンターの要請でご自宅への訪問が可能な近隣者)を登録していただきます。



*アズビルあんしんケアサポート係が提供する「緊急通報サービス」受信センターの通称です。

問い合わせ先

高年介護課 高年福祉係 079-276-6639

家族介護を支援するサービス

SOSネットワークへの情報登録

見守りが必要な高齢者の氏名、住所、身体特徴の基本情報と写真を、事前に太子町に登録し、太子町からたつの警察署に情報提供を行います。
また、行方不明になった場合には、状況に応じて登録情報を西はりま消防組合太子消防署、太子町消防団、高齢者等見守りネットワーク事業協力事業所、たいし安全・安心ネット登録者、自治会、近隣市町に対し、情報提供を行うことで早期発見に努めます。

問い合わせ先

高年介護課 高年福祉係 079-276-6639

家族介護慰労事業

要介護4または要介護5と判定され、過去1年間介護保険サービス（年7日以内のショートステイを除く）を利用していない、在宅の高齢者を介護している町民税非課税世帯の人に支給します。

＜支給額＞

年額100,000円

問い合わせ先

高年介護課 高年福祉係 079-276-6639

介護マーク名札の交付

周囲の人に介護中であることの理解を図るため、認知症等の高齢者または障害者等を介護している介護者に介護マーク名札を交付します。

＜対象＞

- ①介護保険要介護認定を受けている人
- ②障害者手帳の交付を受けている人

問い合わせ先

高年介護課 高年福祉係 079-276-6639

位置情報探索システム(GPS)機能による専用端末機初期費用の助成

認知症などにより道迷いのある高齢者などを介護している家族に、その高齢者などの早期発見と安全確保を図り、家族が安心して介護できる環境を整備することを目的に、位置情報探索システム(GPS)専用端末機の購入費用を助成します。

<対象者>

町内に住所を有し居住する、在宅の道迷いのある高齢者などを介護している家族

<助成内容>

位置情報探索システム(GPS)機能※による専用端末機を利用するための初期費用を一部を助成します

※専用端末機を持った人の現在地を携帯電話やインターネットで探索できるもの

<助成額>

対象経費:専用端末機の利用に関する下記の初期費用

- ①専用端末機(付属機器を含む)の購入またはレンタル費用
- ②新規契約に必要な手数料または登録手数料

助成額:上記の範囲で上限1万円

※月ごとの基本料金や情報提供料は自己負担となります。

<必要書類>

- ①太子町徘徊高齢者等家族支援サービス利用助成金交付申請書

※申請書は町ホームページからダウンロードできます。

- ②専用端末機を取り扱う業者との契約書(内容が分かる内訳書等を含む)の写し
- ③領収書の写し(初期費用の支払いが分かるもの)

問い合わせ先

高年介護課 高年福祉係 079-276-6639

社会福祉協議会のサービス

移送サービス

既存の交通機関の利用が困難な身体の不自由な人に対し、ボランティアの協力のもと医療機関へ専用の車両で送迎します。

<利用区域>

太子町・たつの市(新宮町を除く)・相生市・姫路市(家島町、夢前町、香寺町及び安富町は除く)は、市川より西

<利用料>

問い合わせ先

社会福祉協議会（ボランティアセンター） 079-276-6632

福祉車両の貸し出し

外出に車いすを必要とされる人の外出支援（通院や行楽など）に、車いすのまま乗車できる福祉車両を介護者へ貸し出します。

<利用料>

無料(燃料代等は実費負担、任意保険料は日割り分負担)

問い合わせ先

社会福祉協議会（ボランティアセンター） 079-276-6632

訪問理美容サービス

家族の介助だけでは理髪店、美容院へ出掛けることが困難な人の自宅へ、町内理美容店から理美容師が訪問し、理容・美容のサービスを行います。

<利用方法>

利用希望日の1週間前までに申し込んでください。

利用は年4回を限度とし、理美容店の定休日で、家族等の介護者の付き添いが必要となります。

<利用料>

2,000円(美容の場合、化粧の一環としての顔そりは1,000円加算)

問い合わせ先

社会福祉協議会 079-276-4111

車いすの貸し出し

介助が必要な人の外出、病気やけがなどで一時的に車いすが必要な人の生活を支援するため、車いすを貸出します。

<対象>

太子町に住んでいる人でいずれかに該当する人

- ①介護保険など公的サービスで借りることができない人
- ②その他、太子町社会福祉協議会の会長が必要と認める人

<期間>

1年以内(引き続き使用する場合は更新手続きが必要です)

<利用料>

無料

問い合わせ先

社会福祉協議会 079-276-4111

日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)

判断能力に不安を感じている方が地域で安心して自立した生活を送れるように、福祉サービス利用のための援助や、希望により日常的な金銭管理、書類等の預かりなどを行います。

<内容>

①福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用に関する情報提供、利用料を支払う手続 など

②日常的な金銭管理サービス

金融機関での入出金、振込、支払 など

③書類等の預かり

通帳(残高が50万円を超えないもの)、印鑑、公的書類の預かり など

<利用料>

相談や支援計画の作成は無料

利用契約を結んでからの生活支援員の援助については1,000円/時間
(生活保護受給者は無料)

問い合わせ先

社会福祉協議会 079-276-4111

給食サービス

70歳以上のひとり暮らし高齢者や虚弱の高齢者世帯で希望される人に、お弁当を宅配します。

友愛訪問と安否確認が目的です。

<配食内容>

- ・毎週水曜日 - 昼食(ボランティアが調理、宅配します)
- ・4、10、1月(第3木曜日) - 夕食(町内の割烹店の善意によるもの)
- ・年末(12月下旬) - 年末ふれあい弁当

<利用料>

1食 300円 (年末ふれあい弁当は500円)

問い合わせ先

社会福祉協議会(ボランティアセンター) 079-276-6632

ひとり暮らし高齢者誕生日祝品

ひとり暮らし高齢者へ、太子町善意銀行より誕生日に祝品を民生委員・児童委員がお届けし、友愛訪問を行います。

問い合わせ先

社会福祉協議会 079-276-4111

クリスマスプレゼント

ひとり暮らし高齢者へ、クリスマスプレゼントを民生委員・児童委員がお届けし、友愛訪問を行います(12月頃)

問い合わせ先

社会福祉協議会 079-276-4111

介護保険関連の制度・サービス

住宅改造費助成事業

身体状況等に合わせて介護保険制度を利用し行う住宅改修費（上限20万円）を超える場合に100万円を限度としてその費用の一部を助成します。

世帯の課税状況により助成割合が決まっています。

<助成対象工事>

- ①手すりの取付け
- ②床段差の解消
- ③床材の変更(滑りの防止及び移動の円滑化等のため)
- ④扉の取替え(引き戸等へ)
- ⑤和式便器から洋式便器への便器の取替え
- ⑥その他1～5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

<助成額:課税状況により助成>

世 帯 階 層 区 分		助成率
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）	3/3
B	生計中心者が当該年度分町民税非課税の世帯	9/10
C	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分町民税均等割のみ	9/10
D	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分町民税所得割及び	2/3
E	生計中心者が前年分所得税課税で、所得税額が7万円以下の世帯（生計中心者が給与収入のみの者で、前年分の給与収入金額が800万円を超える世帯又は生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が600万円を超える世帯（以下「対象外世帯」という）を除く）	2/3
F	生計中心者が前年分所得税課税で、所得税額が7万円以下の世帯	9/10

<助成の手続き>

事前申請が必要ですので、必ず事前に高年介護課 高年福祉係にご連絡ください。
この事業の助成を受けた世帯は、原則として再度の助成を受けることが

問い合わせ先

高年介護課 高年福祉係 079-276-6639

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

社会福祉法人の中には、社会的な役割を鑑み、低所得者の負担軽減を行っている法人もあります。

<対象>

町民税世帯非課税（生活保護受給者及び旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の人は除く）であって、次の要件をすべて満たす人で、その人の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると町が認めた人

年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以

預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を

世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に

負担能力のある親族等に扶養されていないこと

介護保険料を滞納していないこと

<対象サービス>

利用者負担の軽減を申し出た社会福祉法人等(利用されるサービス事業所に確認して下さい)が行う次のサービス

※次ページの表をご参照ください

問い合わせ先

高年介護課 介護保険係 079-276-6715

前ページ＜対象サービス＞についての表

対象サービス	対象経費	助成率
・介護福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	・利用者負担額(1割負担部分) ・食費 ・居住費 (旧措置入所者で利用者負担割合5%以下の方は、ユニット型個室に入所した場合の居住)	1/4 老年福祉年金受給者は1/2)
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業	・利用者負担額(1割負担部分) (訪問介護利用者負担減額認定を受けている場合は、その適用を行ったあと)	
・(地域密着型)通所介護 ・第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業 ・(介護予防)認知症対応型通所介護	・利用者負担額(1割負担部分) ・食費	
・(介護予防)短期入所生活介護	・利用者負担額(1割負担部分) ・食費 ・滞在費	
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス	・利用者負担額(1割負担部分) ・食費 ・滞在費	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・利用者負担額(1割負担部分) ・食費 ・滞在費	

問い合わせ先

高年介護課 介護保険係 079-276-6715

軽度者に対する福祉用具レンタル

要支援1、要支援2、要介護1と認定されている人は、下記の福祉用具の使用が想定されにくいため、原則として介護保険での福祉用具レンタルは認められていません。しかし、以下の状態に該当する人は、例外的に認められます。

- ・車いす及び同附属品 ・特殊寝台及び同附属品 ・認知症老人徘徊感知機器
- ・床ずれ防止用具及び体位変換器 ・移動用リフト（つり具部分を除く）
- ・自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）

1 認定調査時に以下の状態であり、福祉用具が必要と認められる人（表1）

種類	状態像	認定調査の結果
1 車いす 及び同附属品	(1) 日常的に歩行が困難な人	「できない」
	(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる人	※
2 特殊寝台 及び同附属品	(1) 日常的に起き上がりが困難な人	「できない」
	(2) 日常的に寝返りが困難な人	「できない」
3 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な人	「できない」
4 認知症老人徘徊 感知機器	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに障害がある人	「意思を他者に伝達できない」など
	(2) 移動において全介助を必要としない人	「全介助」以外
5 移動用リフト （つり具部分を 除く）	(1) 日常的に立ち上がりが困難な人	「できない」
	(2) 移乗が一部介助、又は全介助を必要とする人	「一部介助」 又は「全介助」
	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる人	※
6 自動排泄処理装置 （尿のみを自動的に 吸引するものを除く）	(1) 排便が全介助を必要とする人	「全介助」
	(2) 移乗が全介助を必要とする人	「全介助」

※ 1の(2)及び5の(3)については、該当する認定調査項目がないため、主治医から得た情報及びケアマネジャーが開く「サービス担当者会議」により判断します。

2 疾病等の原因により福祉用具が必要と認められる人

状態像	1 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の状態像に該当する人 〈例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象〉
	2 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに頻繁に表1の状態像に該当するにいたることが確実に見込まれる人 〈例：がん末期の急速な状態悪化〉
	3 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の状態像に該当すると判断できる人 〈例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避〉
	注) カッコ内の状態は、あくまでも1～3の状態像に該当する可能性のあるものを例示したにすぎず、カッコ内の状態以外のものであっても、1～3の状態であると判断される場合もあります。

- ＊ 上記の1～3いずれかの状態像に該当する医師の医学的な所見をもとに、サービス担当者会議により判断します。

<手続き>

いずれの場合も、サービス担当者会議で申請の可否の判断を行いますので、担当のケアマネジャーにご相談ください。

問い合わせ先

高年介護課 介護保険係 079-276-6715

確定申告で使える控除

介護保険サービスの医療費控除

1 在宅サービスの場合

介護保険の医療系在宅サービスについては、自己負担額が医療費控除の対象となります。ただし、利用者の選定に基づく特別な食費、滞在費は対象外です。

また、一定の福祉系在宅サービスについては、医療系在宅サービス(または老人保健法・医療保険各法の訪問看護)のいずれかと併せて利用する場合に、保険給付の対象となるものに限る、その自己負担額が医療費控除の対象となります。

2 施設サービスの場合

介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設を含む)では、介護費、食費、居住費のそれぞれに係る自己負担額の2分の1相当額が、介護老人保健施設では、介護費、食費、居住費の自己負担額が医療費控除の対象となります。

ただし、それぞれの入所者の選定に基づく特別な食費、居住費は対象外です。

医療費控除の対象となるサービス (医療系サービス)	(介護予防)訪問看護	左記の医療系サービスと併用する場合のみ医療費控除の対象となるサービス (※1)	訪問介護
	(介護予防)		夜間対応型訪問介護
	(介護予防)		(介護予防)訪問入浴介護
	(介護予防)		通所介護
	(介護予防)		(介護予防)
	介護老人保健施設		(介護予防)
	介護医療院		(介護予防)
2分の1医療費控除の対象となるサービス (※2)		介護老人福祉施設	
		地域密着型介護老人福祉施設	

(※1) 保険給付対象の1割負担分のみが対象

(※2) 保険給付対象の食費、居住費(滞在費)も対象

介護サービスに関する 問い合わせ先	高年介護課 介護保険係 079-276-6715
申告に関する 問い合わせ先	【所得税】龍野税務署 0791-62-0281 【町民県税】税務課 079-277-1014

おむつ代の医療費控除

概ね6ヶ月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上おむつ使用が必要な人については、おむつ代が医療費控除の対象となります。

おむつ代を医療費控除の対象とするには、確定申告の際、上記の状態であることを証明する医師が発行した「おむつ使用証明書」と、おむつ代を記載した「医療費控除の明細書」を提出する必要があります。

（医療費控除の対象になる期間は、証明書の発行日に関わらず、証明書に記載された必要期間です）

おむつ代を医療費控除の対象とする場合で、以下の状態であることが、要介護認定の際の「主治医意見書」で確認できる場合には、上記の「おむつ使用証明書」に代えて、太子町が発行する「おむつ代に係る確認書」を使用することができます。

(1)「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がB1、B2、C1またはC2

(2)「尿失禁が現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態」または

「失禁の対応としてのカテーテル使用」にチェックがある

＜確認書発行手数料＞

300円

確認書発行に関する 問い合わせ先	高年介護課 介護保険係 079-276-6715
申告に関する 問い合わせ先	【所得税】龍野税務署 0791-62-0281 【町民県税】税務課 079-277-1014

障害者控除対象者認定書の発行

障害者手帳等の有無に関わらず、主治医意見書等により一定の要件を満たす高齢者に対し、障害者に準ずる人として「障害者控除対象者認定書」を発行します。

＜対象＞

65歳以上で下記のいずれかの要件を満たす人です。

①「特別障害者」に準ずる人

「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がB1、B2、C1またはC2

「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅣまたはⅤ

②「障害者」に準ずる人

「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がA1またはA2

「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢaまたはⅢb

＜認定書発行手数料＞

認定書発行に関する	高年介護課 介護保険係 079-276-6715
申告に関する 問い合わせ先	【所得税】龍野税務署 0791-62-0281

災害時避難行動要支援者の登録

災害時避難行動要支援者登録制度

地震や風水害等の災害が起きた際など緊急時に、家族以外の手助け（支援）が必要な人の氏名、住所などの個人情報あらかじめ町に登録し、平常時より自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、担当福祉専門職、地域支援者に提供しておくことで、いざという時に地域の中で避難誘導などの支援を受けることができます。

<登録できる対象者>

対象	要件	申込先
65歳以上の高齢者	一人暮らしまたは高齢者のみで構成される世帯の人	高年介護課 079-276-6639
介護保険要介護認定者	在宅で要介護3～5の人	
身体障害者	身体障害者手帳1～2級の人 (心臓機能又はじん臓機能障害に係るものを除く)	社会福祉課 079-277-1013
知的障害者	療育手帳Aの人	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級の人	
難病患者		
妊産婦	妊娠中又は出産後1年以内の女性	さわやか健康課 079-276-6630
乳幼児	0歳～小学校就学前までの乳幼児	

※上記以外の人で、災害時の避難行動に特別な配慮が必要な人も登録可能です。

<登録の注意点>

- ・ご近所で避難支援を協力いただける人2名を選定していただきます。
- ・登録する際には、支援のために必要な個人情報を、西はりま消防組合太子消防署、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、担当福祉専門職、地域支援者に提供することに同意が必要です。

問い合わせ先

高年介護課 高年福祉係 079-276-6639
社会福祉課 障害福祉係 079-277-1013
さわやか健康課 保健衛生係 079-276-6630

問い合わせ先一覧

太子町高年介護課(太子町役場行政棟1階)

太子町鵜280番地1

(F A X) 079-277-6031

(E-mail) kaigo@town.hyogo-taishi.lg.jp

介護保険係

(直通)079-276-6715

- ・介護保険料に関すること
- ・要介護(要支援)認定に関すること
- ・介護保険サービスに関すること 等

高年福祉係

(直通)079-276-6639

- ・介護保険外の高齢者福祉に関すること 等

地域包括支援センター

(直通)079-276-6639

- ・介護保険、高齢者福祉等に関する相談窓口
- ・高齢者虐待に関する通報、相談窓口
- ・ケアマネージャーに対する支援
- ・要支援者のケアマネジメントに関すること
- ・介護予防に関すること 等

太子町社会福祉課(太子町役場行政棟1階)

太子町鵜280番地1

(直 通) 079-277-1013

(F A X) 079-277-6031

(E-mail) fukushi@town.hyogo-taishi.lg.jp

- ・障害者福祉に関すること(身体・知的・精神障害 等)
- ・生活保護に関すること 等

太子町さわやか健康課

太子町老原102番地1

(直 通) 079-276-6630

(F A X) 079-276-6631

(E-mail) kenko@town.hyogo-taishi.lg.jp

- ・健康相談、健康づくりに関すること
- ・健診に関すること
- ・予防接種に関すること 等

太子町社会福祉協議会

太子町老原102番地1

(直 通) 079-276-4111

(F A X) 079-276-4169

(E-mail) taishi-sowel@beach.ocn.ne.jp

- ・地域福祉に関すること
- ・善意銀行の運営
- ・ふれあいサロンの推進
- ・各種在宅福祉サービスの企画・運営
- ・老人クラブ等福祉団体の援助
- ・いきいき百歳体操等、町からの受託事業の運営 等

ボランティアセンター

(直 通) 079-276-6632

(E-mail) taishi-shakyo@seagreen.ocn.ne.jp

- ・ボランティアの育成、紹介 等

太子町町民課 保険係(太子町役場行政棟1階)

太子町鵜280番地1

(直 通) 079-277-1012

(F A X) 079-277-6031

(E-mail) tyomin@town.hyogo-taishi.lg.jp

- ・国民健康保険に関すること
- ・国民年金に関すること
- ・後期高齢者医療保険に関すること 等

龍野健康福祉事務所

たつの市龍野町富永1311番地3

(直通) 0791-63-3711

地域保健課

(直通)0791-63-5141

- ・難病に関する事
- ・精神保健に関する事 等

健康管理課

(直通)0791-63-5140

- ・健康増進に関する事
- ・感染症予防に関する事 等

監査指導課

(直通)0791-63-5132

- ・介護保険事業者の指定、指導に関する事 等